

令和５年度 資金不足比率

当企業団における「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第２２条第１項の規定による令和５年度の「資金不足比率」について、令和６年８月３０日に開催された令和６年８月議会定例会において報告いたしましたので、下記のとおり公表いたします。

比 率 名	令和６年度	経営健全化の基準
資金不足比率	— (%)	２０ (%)

(注) 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計における資金不足比率の算定資料

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$— = \frac{\Delta 5,898,123,288 \text{ 円}}{3,174,728,142 \text{ 円}}$$

$$(1) \text{ 資金の不足額} = \left(\begin{array}{l} \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の} \\ \text{※企業債を除く} \quad \text{財源に充てるために起こし} \end{array} \right) - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\Delta 5,898,123,288 \text{ 円} = (154,196,102 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 6,052,319,390 \text{ 円}) - 0 \text{ 円}$$

※解消可能資金不足額は、流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産が０円以上であれば算入する。

(2) 事業の規模

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益}$$

$$3,174,728,142 \text{ 円} = 3,174,728,142 \text{ 円} - 0 \text{ 円}$$

※この比率が決算数値において２０％以上となった場合、公営企業の経営健全化のための計画（経営健全化計画）を策定し、議会の議決を受けなければなりません。